

放課後児童クラブに関わる財政措置の充実を求める意見書

放課後児童クラブは、働く親たちの仕事と子育ての両立を支援し、児童の放課後の適切な生活と遊びの場を保障することで、児童の健全な育成を図る事業であり、共働き・一人親家庭等の子育てには欠かせない存在である。

現在、全国には2万か所以上の放課後児童クラブがあり、約90万人の児童が学校よりも長い時間生活している。加えて、障がい児の入所は5年間で1.73倍と急増しており、児童が、安全に安心して過ごすことのできる放課後の生活の場を求める保護者の願いはますます高まっている。

このような中、新たな仕組みである子ども・子育て支援新制度において、放課後児童クラブは市町村事業として位置付けられたことにより、市町村には実施責任が課せられ、放課後児童クラブの整備計画も含めた事業計画の策定が義務付けられることとなった。平成26年4月30日に公布された「放課後児童育成健全事業の設備及び運営に関する基準」(厚生労働省令)では、市町村において、条例で基準を定めるとともに、必要な財政措置を図ることとされた。

平成26年2月14日開催の「子ども・子育て会議基準検討部会」において、政府が発表した「子ども・子育て支援新制度」の実施に必要な追加所要額の推計では、平成25年度から29年度までに、放課後児童クラブの「量的拡大」で235億円、「質の拡充」として、主に指導員の処遇改善などで約500億円が必要と推計しているところである。

しかしながら、必要とされている財源の確保に関しては「1.1兆円確保できた場合」という但し書きと、交付金で措置する見込みがあるのみで、必要額が財政措置されるかは不確実な状況にある。

よって、国においては、新制度の施行後、放課後児童クラブの「量的拡大」と「質の拡充」を的確に図るため、下記の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 指導員の処遇改善を図るとともに、指導員の常時専任複数配置や障がいのある子どもの受け入れ人数に応じた指導員配置ができるよう、財源を確保すること。
- 2 放課後児童クラブを必要とする全ての家庭が安心して利用できるよう、放課後児童クラブの新設・増設に要する財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年7月4日

衆議院議長	伊吹文明	殿
参議院議長	山崎正昭	殿
内閣総理大臣	安倍晋三	殿
財務大臣	麻生太郎	殿
厚生労働大臣	田村憲久	殿
内閣府特命担当大臣 (少子化対策)	森まさこ	殿

山形県議会議長 鈴木正法